

山本覚馬覚え書(五)

—「管見」を中心に—

竹
内
力
雄

目次

- 一 はじめに
- 二 「管見」と「建白」
- 三 「覚馬伝」付録の構成
 - (一) 「為寡君直裕乞救命書」
 - (二) 「守四門両戸之策」
 - (三) 「時勢之儀」付拙見申上候書付
 - (四) 「管見」
- 四 「管見」の構成と内容⇨新体制国家像
 - (一) 構成
 - (二) 内容⇨新体制国家像

山本覚馬覚え書(五)―「管見」を中心に―

山本覺馬覚え書(五)「管見」を中心に

(一) 統治態様

(二) 政治制度(他説との比較)

(三) 国防

(四) 国家経営他

(五) 外交

(六) 教育・民生

(七) 産業

五 同時代人との共通認識再考

〔一〕「赤松建言」

〔二〕嵯峨根良吉建白

〔三〕赤松の最期

六 「管見」への四つの道程

七 おわりに

一 はじめに

山本覚馬（以後、覚馬と略）の思考の原点を読み解く事のできる自筆と見做される言説は[※]「覚馬伝」の付録に三点あり、『百一新論』の「序」（南摩綱紀代筆）も少しは考慮する要がある。「管見」に重点を置きつつ、これらを考察し、彼に影響を及ぼした他者の言説と比較しながら、彼の思考の時代性と特異性に迫る事とする。

※「山本覚馬」青山霞村著 同志社 昭和三年（「青山本」と略）及び、「青山本」増訂の『^{増補}山本覚馬伝』田村敬男編 京都ライトハウス 昭和五十一年（「覚馬伝」と略）。後者の版權譲渡一部省略版が13年に出版。なお、引用文献中、史料には「史料」と記し、他は参考文献である事を御断りしておく。

二 「管見」と「建白」

「管見」は「覚馬伝」の付録の中にあり、「建白」は[※]「山本覚馬建白」（史料）（同志社大学図書館蔵 半紙大 墨付二十二丁）の略とする。両者の構成に若干の異同はあるが内容に変わりはない。両者を「管見」として統一するが、その前に、異同について若干、記しておく。「管見」は二十二、「建白」は二十三策から成っている。前者には「撰吏」がなく、この策の文言と目

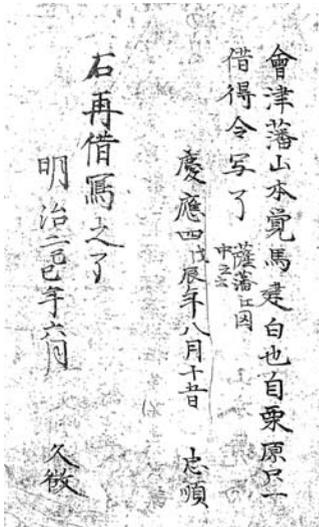


図1 『山本覚馬建白』後記
（同志社大学図書館蔵）

されるものが「変制」の
末尾に錯入したりしてい
る。このように「管見」

は「建白」によって補完

しなければ不意となる

箇所が何ヶ所もある(拙

論「山本覚馬覚え書」(三

『同志社談叢』No.23 '03

年)。本稿は「建白」によ

って補完しつつ、「管見」を、

その構成に準じて論考す

るものでもある。この構

成の方が時系列上、乱れ

ていないからである。

※「建白」は栗原唯一^只

旧蔵。その後、同志社

所蔵となったが、その

経緯は不明。彼は京都

府

七月四日軍務官江局長より相伺候処
左之御差図有之候事

覚

山本覚馬儀御預ケ之取扱病人之
取扱何れを主ニ取扱可仕哉之事
一 着替単物ニ而も御渡し相成候哉之事
一 小刀并庖丁相渡候候而も苦ケ間敷
哉之事

一 日々酒四合ツ、相頼候事

一 御手当金被下候哉之事

一 病人之取扱ニ候ハ、覚馬存知之男
女出会为致候哉之事

右之通奉伺候 以上

七月四日

慎中ニ候ヘは病氣ニ付為養生
被差遣候積

小刀等一切被差留候事

飯米之外一ヶ日金式朱ツ、被下候事

男女ニ限らず是迄懇意之者^江

面会不相成候事

但付札無之ケ条は何之通ニ候事

但付札無之ケ条は何之通ニ候事

図2 慶応四年七月・軍務官病院の覚馬の扱い

(大阪市史編纂所 中野操文庫 青木家文書 付札の印略)

守護職時代の会津藩が西洞院上長者町上ル西側の一向宗の寺（長徳寺が現存するが洋学所があったとする史料は未見）に設けたとされる洋学所の蘭学教師である（『覚馬伝』に依る）。彼は緒方洪庵の適塾で福沢諭吉の前の塾頭。水戸藩の蘭学教師でもあった人物である。明治二年九月四日、大村益次郎が京の木屋町通御池上ルの宿舎で刺客に襲われ重傷を負った時、駆付た医師達の中に彼の名がある。栗原只一と記されている（『大村益次郎』「参考文献」五 p. 62 肇書房 昭和十九年）。なお、馬部隆弘氏（長岡京市教育委員会）の研究によって、長徳寺に、京都守護職に伴う加増地支配のための会津藩の郡役所が置かれた事が解明されている（馬部隆弘「京都守護職会津藩の地方支配」『史敏』13年夏号 史敏刊行会）。

栗原唯一所持の「建白」を醍醐忠順（公卿。慶応四年、新政府の参与）が借りて同年八月十五日書写（覚馬は禁慎中）、これを明治二年六月、薩藩上席家老・日置の島津久徴が書写させたのが「建白」である。二人は新体制設立の参考にしたと考えられる。

覚馬は慶応四年正月九日、京の蹴上で敵に捕らえられ、薩藩二本松邸（現、同志社大学今出川キャンパス北側）に他の捕囚十人と共に幽囚の身である。この中に、会津から洋学修行に上洛し、先述の長徳寺にて薩藩に捕らえられた瑛斎少年（後の野沢雞一）が居り、失明していた覚馬の口述を筆記したのが「建白」である（拙論「山本覚馬覚え書」(二)『同志社談叢』No. 22 02年）。

薩藩々邸幽囚後の覚馬であるが、薩藩では病身の覚馬の扱いに苦慮し、兵部省へ早く引き取ってくれるよう要求するが仲々実現せず、慶応四年六月十八日に、京の仙台藩屋敷を接収（同年五月二十八日付）して急造した軍務官病院（後、治療所と改名）へ引渡され、居所が落付くのである（この病院も場所を移動しているので、その都度、覚馬も身を移したと推察される）。

病院での覚馬は兵部省からの預り人(謹慎中)ではあるが、病気ゆえ、入院扱いとなっている。但、懇意な者との面会は不可、小刀や庖丁所持不可である。『万国公法』の戦時捕虜の扱いについて覚馬が弁じたか否か不明ながら、一日に酒四合、飯米の他に金二朱が与えられ、夏なので着替えの単物ひとしろものを与える事も許可されている。病院は、かつて洋学所があったとされる寺のすぐ南、西洞院中長者町南側で、京都守護職屋敷(現、京都府庁)の北にあり、覚馬は一変した立場を実感したと思われる。幸いにも、病院の医師には覚馬知己の広瀬元恭げんきょうや栗原唯一がいた事を付記しておく。栗原の「建白」所持の故由といえる。

仙台藩は新政府に恭順し、明治元年十二月一日、家名再興を許され、京屋敷も同二年三月八日、藩に返されてる。但、病人が多数入院中なので藩用には板仕切をして一部を使用し、病院として継続使用となっている。この事から覚馬が入院中、諸人に何かを制度的に教えていたとする説はあり得ないとしてよい(拙論「山本覚馬覚え書」(四)『同志社談叢』No.24 '04年)。

三 「覚馬伝」付録の構成

(一)「為寡君直裕乞救命書」

直裕は幕末、紀伊田辺の、紀伊藩への付家老・安藤直裕で、覚馬の主君森ではない。覚馬に直接関係のない文書が紛れ込んでいる(拙論「山本覚馬覚え書」(三)『同志社談叢』No.23 '03年)。本稿のテーマ外である。

(二)「守四門兩戸之策」(文久三年十一月二十日)

文久期の摂海防衛の重要性の高まり（原剛『幕末海防史の研究』pp. 59～63、pp. 166～182。『会津藩庁記録』五 pp. 51～70の、摂海などの防衛に関する四十六項目に及ぶ献策参照。これは文久四年二月十五日に松平容保が一時、軍事總裁に任ぜられた事に伴うものである）の背景の中で書かれたものである。具体的な事柄としては楠場台場（砲台）の築造に触発されての、覚馬の海防論と見られる。かく見る前提として、覚馬の上洛の時期を元治元年二月説でなく、文久三年とした方が執筆の動機がより直截的となる。「覚馬伝」p. 48には元治元年二月上洛とし、p. 49には、文久三年八月五日の在洛各藩による^{*}上覧軍事訓練に覚馬が参加していた、とある。本稿では、覚馬上洛は後者の文久三年としておく。

楠場台場（現、枚方市内）は京と大坂の中間点にあつて、京都守護の関門として、文久三年三月の会津藩の建白が力となつて、慶応元年五月に完成したものである。勝海舟の設計・指揮下、京の蘭学者で医師の広瀬元恭と栗原唯一、それに、覚馬の同僚・中沢帯刀^{なてわき}が実地測量をしているが、皆、覚馬とは親しい人々によるものである（『楠場台場跡』枚方市教育委員会他¹⁰年〔史料〕）。

楠場台場は反幕勢力が西から京へ攻め込むを防ぐのが目的であつたにせよ、覚馬の持論からは無駄な装備という事になる。覚馬の海防論は、日本の中枢を守る方策として、江戸湾、伊勢湾の二戸と、瀬戸内への関門である東に二門、西南に二門の計四門に砲台を設けるのが良策であり、砲台は無暗に造つても浪費である、必須なのは海軍、軍艦、とするのである。論旨の中心は二戸ではなく四門にある事は明白で、禁闕の守りであり、そのための摂海防衛策である。その要は海軍、軍艦とするのは、勝海舟の持論でもある。

「海国兵備之要、軍艦無^一御座^二候ては難^三叶^四候事」と嘉永六年七月の「海防に關し再度の上書」（講談社版『勝海舟全集』2 p. 257〔史料〕）にあり、また、彼の日記、文久三年四月四日の項に和歌山藩より、紀伊水道から

大坂湾への入口にある友ヶ島警備の相談を受けた際、「海国の兵備、必ず海軍にあるべし。区々として砲台を守るは我意にあらず」とある(頸草書房版『勝海舟全集』18〔史料〕)。

佐久間象山も三十二歳時(天保十三年)^{一八四二}の「海防八策」『象山全集』上 pp.97~98〔史料〕の中で、西洋砲と軍艦を造るのが海防の急務、としている。覚馬は、この二人の師の海防論を継承しているといえる(この第六策に、「^{へんび}辺鄙の浦々里々に至り候迄学校を興し…」とあるが、これは覚馬の「管見」にも通ずるものがある)。

覚馬が維新前の英傑として讃えるのは右の二人の他に横井小楠である(「覚馬伝」p.335)。その文久二年十二月の「攘夷三策」『横井小楠遺稿』pp.949~951〔史料〕は、同年十二月二日に政治總裁に就いた松平春嶽への建白書であるが、その中で、浪華港の防備の不備を指摘し、若し外国が一、二隻の軍艦でやってくるなら、目の前の京も危ういゆえ、交渉で日をかせいで、その間に浪華港はもとより、泉・紀・播の各州と淡路島一帯の海岸に砲台を築き、淀川筋は伏水^見に至る迄、砦を築造すべき、としている(海軍、軍艦の要には、この策の中では言及していない)。

覚馬の海防論の文言に「廟算」(本来は、朝廷のはかり事の意であるが、「兵は廟算を先とす」と勝海舟もいう如く、兵学の常套語と見てよい。前掲「全集」2 p.272)また「廟堂」があり、朝廷を意識しての建白である事は明らかである。上洛後に執筆、折あらば朝廷に上書、と目論んでいたと見るのが妥当である(鍋木路易「新しい山本覚馬像」『新島研究』No.25)。

※『京都守護職仕末』1 pp.181~183では「馬揃の天覧」と記す。文久三年七月三十日には会津藩のみ、八月五日には会津、鳥取、徳島、米沢、岡山の各藩の調練が行われている。会津藩は八百人程の軍勢で全員、金銀に輝く甲冑で華やかではあったが、銃は三匁と五匁玉の和銃で大した威力もなく「屁の如き砲声」であつ

たとの事である。米沢藩は四百五十人程で、旗印や馬印は派手ではなかったが、百四十挺の西洋銃隊や二十挺の三十匁筒隊の威力は素晴らしく、「其轟音の烈しき事恰も奔雷の如し」で三十匁筒の轟音は、公卿や女官の度肝を抜き、大砲は止めてくれと三度も頼みにきた程とある（『米沢の火繩銃を伝えて』第一章、「甘粕備後継成遺文」引用の青木昭博論文 米沢藩古式砲術保存会 平成二十三年）。会津戦争時、七連発銃は、会津藩には殆どなかったが、米沢藩には三百挺はあり、他に、洋式銃は、単発元込銃四百、先込施条のミニエー銃三千四百五十挺はあったと推定される（明治二年三月時点。同書p.262）。会津藩は隣藩・米沢に比して、軍事面での近代化が、いかに遅れていたかを物語っている。

〔三〕「時勢之儀ニ付拙見申上候書付」（慶応四年三月〔薩藩〕御執事〔宛〕）

覚馬幽閉中の上書で、重要な文言がある。即ち、一つは、長州処分について勝海舟の言説を引いて、「長州無罪不_レ可_レ討」をいい、薩藩について、薩藩が国家の為に力を竭くしているのを幕府が理解せず疑っているが、「藩不_レ可_レ疑」であり、会津藩に於ては覚馬や二、三の者のみが同論に過ぎなかった、と述べている事である。これは覚馬の言説が会津藩の中では如何に異端なものであったか、また、会津藩の幕府擁護の精神的風土の一面を如実に示している事例といえる。

もう一つは、「昨卯年六月私儀赤松小三郎ヲ以テ御藩小松氏西郷氏^江其段申述候処御同意ニ付幕府觀察エモ申談候得共更ニ取合不申・・・」の文言である。当時薩藩に招聘されて英式操練を教授していた赤松小三郎は、後に詳述するが、慶応三年五月十七日に福井藩の松平春嶽に、七ヶ条の政体改革意見書（「赤松建言」と略）を上表し（『統再夢記事』六 pp.245～252〔史料〕）、同一の意見書を、同年五月中に、薩藩の島津久光にも上書して

いる(『鹿兒島県史料』玉里高津家史料五) pp.194～198)。

赤松は自説を実行せんとして、同年八月頃には薩藩へは西郷吉之助(隆盛)へ、幕府方へは会津藩の公用人(氏名不詳)を通じて働き掛けをしている。(※¹実兄・芦田柔太郎宛、同三年八月十七日付赤松書簡)。

覚馬も、公武合体で、一時、共に歩を進めてきた会津と薩摩の関係を修復せんと、小松帯刀や西郷隆盛に懸命に働き掛けていた事実は先述の如くであるから、覚馬と赤松は強い紐帯で結ばれていたといえる。赤松の言説が覚馬に強く影響していた事は明白である(後述、「赤松建言」の分析によって実証される)。

なお、覚馬を会津藩の公用人(方)とする公的記録は未見で、覚馬を公用人とする論考は信憑性に問題あり、というべきか(四十栄貞憲「幕末期会津藩家臣団における公用方の位置」『國史學』No.196 '08年)。

覚馬はいう。幕府方は鳥羽伏見の戦で朝廷方に大罪を負ったが、国を思つての事ゆえ、※²万国公法で公明正大に処分を下されたい。これによって国を安定させ、国是を定め、諸外国と対等に、との念からの上書である。

※1 『赤松小三郎——松平忠厚——維新変革前後異才二人の生涯』 pp.40～42 上田市立博物館 平成十二年。

※2 覚馬は西周に、万国公法を本格的に学び、諳じていた程であったから、西周の『万国公法』第三卷の「戦時泰西公法ノ条規」を念頭に置いての言である。負傷して戦意のない俘虜、兵器を投げ出して自ら投降する者は殺傷してはならない、俘虜は階級に応じて生活の資を給し、病傷者には看視医療を加えねばならない、といった条規である。

(四)「管見」

以上が「覚馬伝」付録の構成である。「四」を別立とする。

四 「管見」の構成と内容―新体制国家像―

- 〔一〕 構成 覚馬が賊兵として幽囚されている状況を考えれば、「管見」は彼の遺書といえるが、その構成は、①（上書の口上）、②「小引」（まえがき）、③二十三策（一策は「建白」より補）の本文より成っている。
- ①は、慶応四年六月付（薩藩）御役所（宛）で、先月の五月に完成した「管見」本文を上書する際の口上である。
- 〔二〕「時勢之儀……」と同趣旨。「管見」が国恩に報じ、国家の新体制の指針となり、ひいては、主君・松平容保の罪を償う一端となれば、とする。
- ②は、当時の対外情勢を的確に認識していた事を示す言説である。文久元年二月の、ロシア軍艦による対馬占拠事件を挙げて、その南下の脅威の具体例とする。即ち、イギリスが日本を助けたのはロシアの対馬占拠が自国の貿易の障害となるからだけの事である。この二国に加えて、フランスも日本を狙って内戦に乗じようとしている。フランスが幕府に肩入れすれば、イギリスは西の諸藩と手を結んでいる。これらは日本の為に行っている事ではない。（クリミア戦争の）セバストポリの戦（一八五五安政二年）で、イギリス、フランスがトルコを助けたのは、夫々自国の利の為であった。日本は今こそ、国是を確立し、富国に努め、文明国となる好機である、とするのである。

③は、その具体策としての「管見」二十三策。番号付は筆者による。（ ）は「建白」からの補。

〔1〕 政体（権）

〔2〕 議事院

- [3] 学校
- [4] 変制
- [5] (撰吏)
- [6] 国体
- [7] 建国術
- [8] 製鉄法
- [9] 貨幣
- [10] 衣食
- [11] 女学
- [12] 平均法
- [13] 釀酒法
- [14] 条約
- [15] 軍艦国律
- [16] 港制
- [17] 救民
- [18] 髪制
- [19] 変仏法
- [20] 商律
- [21] 時法
- [22] 曆法
- [23] 官医

右全文は同志社大学図書館蔵書検索で閲覧可能である。以下、右二十三策から見えてくる国家像について考察する。

(二) 内容―新体制国家像

(1) 統治態様 そのメルクマールである封建制、郡県制について考察し、王制復古になって、郡県制に一変するのは現実には無理なので、[※]暫くは両者折衷の制とし、能吏が育てば自然に郡県制になる、とする(〔6〕前半)。

※新政権も大略、折衷の制を採らざるを得なかったのは周知の事である。覚馬はリアリストであった。

「日本終には郡県に可^二相成^一」との上様御見込之由、是は英国往古封建なりしか、公議の上、郡県ならでは強国とは難^二相成^一と決し、郡県と相成候事故、日本も夫に類し可^レ申との御説之由」〔「丁卯日記」pp. 244～245 慶応三年十一月二十七日記事』『再夢記事』（史料）から判るよう、徳川慶喜も郡県制を必至と考えていた。

(2) 政治制度（他説との比較）武士階級による専制支配、権力の一人への絶対的集中を排した四民平等の、特に弱者への配慮ある制度を提唱している。万世一系の皇室を戴く国体をより強固にする事こそ外国と対等になる道とし、政令一途の立憲君主制を提唱するが、天皇に権力の集中しない三権分立をいう（「1」）。

政治制度の中で最重要な立法については、大小二院制の[※]議事院をいう

※大久保忠寛（一翁）は文久三年以来の持論である公議會（立法院）は大、小二つとする。大は一院制議會であり、小は地方議會であり二院制ではない（『憲法構想』pp. 25～27「日本近代思想体系」9 岩波書店 '89年（史料））。

「管見」より早い、先述、慶応三年五月十七日の「赤松建言」では上下二局の議政局とし、同年六月十五日に成つたとされる、坂本竜馬のいわゆる「船中八策」及び、彼自筆の「新政府綱領八策」も上下議政局としている。但、同三年六月の、海援隊「檄文」では「議事院上下ヲ分チ…」とある（『海援隊日史』『坂本竜馬関係文書』二pp. 84～85（史料））。

議事院なる語は元治元年には写本で流布し、慶応二年中に板刻出版されている福沢諭吉の『西洋事情』初編二、三巻の中に、上下議事院の事が記され、多くの有識者はこの語とその権能について、アメリカとイギリスでのケースではあるが充分、知っていたのである。

慶応三年十月の、前土佐藩々主・山内豊重(容堂)による建白書(「容堂建白」と略)を呈示しておく。先の「檄文」の「議事院」が「議政所」に替っているし、「檄文」七項目のうち「議事院ヲ建立スルハ宜シク諸藩ヨリ其入費ヲ貢献スベシ」、「將軍職ヲ以テ天下ノ万機ヲ掌握スルノ理ナシ自今宜ク其職ヲ辞シテ諸侯ノ列ニ帰順シ政權ヲ朝廷ニ帰スベキハ勿論ナリ」の二項が「容堂建白」にはない。土佐藩の国是形成の一端として、「容堂建白」の国是七策を呈示しておく(⊗印は「檄文」にない)。

- 一 天下ノ大政ヲ議定スルノ全權ハ朝廷ニアリ乃我皇国ノ制度法則一切万機必京師ノ議政所ヨリ出ヘシ。
- 一 議政所上下ヲ分チ議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至ルマテ正明純良ノ士ヲ撰挙スヘシ。
- 一 ⊗庠序学校ヲ都会ノ地ニ設ケ長幼ノ序ヲ分チ學術技芸ヲ教導セサルベカラズ。
- 一 一切外蕃ト之規約ハ兵庫港ニ於テ新ニ朝廷ノ大臣ト諸藩ト相議道理明確之新条約ヲ結ヒ誠実ノ商法ヲ行ヒ信義ヲ外蕃ニ失セサルヲ以テ主要トスヘシ。

一 ⊗海陸軍備ハ一大至要トス軍局ヲ京摂ノ間ニ造築シ朝廷守護ノ親兵トシ世界ニ比類ナキ兵隊ト為ン事ヲ要ス。

一 中古以来政刑武門ニ出ツ洋艦来港以後天下紛紛国家多難於是政權稍動ク自然ノ勢ナリ今日ニ至リ古来ノ旧弊ヲ改新シ枝葉ニ馳セス小条理ニ止ラス大根基ヲ建ルヲ以テ主トス。

一 朝廷ノ制度法則従昔ノ律例アリトイヘトモ方今ノ時勢ニ參合シ間或当然ナラサル者アラン宜其弊風ヲ除キ一新改革シテ地球上ニ独立スルノ国本ヲ建ツベシ。

一 議事ノ士大夫ハ私心ヲ去リ公平ニ基キ術策ヲ設ケス正直ヲ旨トシ既往ノ是非曲直ヲ問ワス一新更始今後ノ事ヲ視ルヲ要ス言論多ク実功少キ通弊ヲ踏ヘカラス。

幕藩体制に替る新体制については、後に詳述する先の「赤松建言」もそうであるが、右の如き諸策は当時の有識者の共通認識であった事例は他にもある。

西郷隆盛も、新体制について、幕府の代りに「国民会議を設立すべきである」と言つて、大いに論じた」とある（アーネスト・サトウに『外交官の見た明治維新』下 p. 45）。なお、慶応三年八月九日、高知入りしていたアーネスト・サトウに山内容堂や後藤象二郎が憲法、国会の権能、選挙制度について質問攻めにした事が知られている（前掲同書 pp. 61～65）。但、「皇国政事の主権を 朝廷に帰せしめ其政府を上院下院に分ち公議に拠りて庶政を施す」という趣意は「道理は至極宜しけれども今日に於て行ハるへきや否やは確認しかたく」と四侯会議の一人、伊予宇和島藩前藩主・伊達宗城むねなりが危惧して、同じく四侯会議の島津久光に相談した処、島津久光も同様の意見で、両者連盟で山内容堂（同じく四侯会議の一人）に一書を呈した事が知られている（『続再夢紀事』六 p. 389〔史料〕、慶応三年七月十六日、京の五山送り火の日）。即ち、「容堂建白」が正式に出される少し前、当時の政局の中心にいた有力者達は、坂本龍馬の新体制論、それに連なる「容堂建白」、また、「赤松建言」や、覚馬の「管見」に見られる新体制論について、その実効性に確信がなかった、という側面を付記しておく。

「管見」に戻る。議事院の[※]構成として、大の方は大臣しんじん＝縉紳家（公卿）と諸侯より成り、小の方は小臣しんじん＝文
明化して政治が発達すれば四民にて構成。但、今は人材不足ゆえ、士以外にないので、王臣や諸藩の士より、

とする。一万石に付、半人、五万石で一人、十万石で二人、二十万石で三人ぐらいの割合とする。但、恒産なき者は不可である、とするのである。大は保守的、小は進歩的で、両者相俟って議論が中庸になる、という。覚馬は[※]二院制の本質を知っていたといふべきである(〔2〕)。

※坂本龍馬のいう議事院の構成は、「議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至ルマデ正義純粹ノ者ヲ撰挙シ」、「諸侯モ自ラ基職掌ニヨツテ上院ノ任ニ充ツ」とあるのみで、具体的ではない(前掲「檄文」からであるが、坂本龍馬の意を体した文として呈示しておく)。

「赤松建言」の議政局は、上局の構成は、「堂上方、諸侯、御旗本之内にて入札を以て三十人に命じ、交代在都して勤しむべし」、下局は、「国の大小に応じて諸国より数人づゝ、道理の明なる人を自国及隣国之入札にて撰抽し凡百三十人に命じ、常に其三分の一は都府に在らしめ年限を定めて勤めしむべし」とある(前掲『憲法構想』ではpp.28〜29)。

覚馬のみが、小院の構成は、無産者は除外するとしながらも、究極的には、四民からと明記している。平等主義である。

司法について、覚馬は、裁判人(官)は、その出自を限定しない、としている(〔2〕)。

(3) 国防 国民皆兵制をいう。年齢によって、常備兵(現役)と第一・第二国衛兵(予備役)に分け、才能を伸ばさんとする人士には代人による自由兵制を提唱。かくすれば、兵権が国民、国家に帰属するものとなり、有事の際の迅速な展開が可能、という(〔6〕後半)。

海軍については、文久三年十一月二十日に記した「守四門両戸之策」の如くには詳細に提唱していない。軍

艦は諸藩での建造を禁止し、中央政府のみで為すように定めなければ弊害が生ずるに至る、とする〔15〕。

(4) 国家経営他 農本でなく、重商主義(貿易)を中枢とし、富国は、これ以外にない、とする〔7〕。貿易に伴うリスク軽減の保険制度の創設、士族をも経済活動に参入、富を一部の者に独占させないため、商社の国法による規制をいう〔20〕。

貨幣制度について、対外的に安定した貿易には、その確立が急務、とする。即ち、紙幣の兌換制、正(硬)貨を円形にして、その品位の一定化と、その世界への公表である〔9〕。

税について、四民平等の思念から農民への負担大なるを問題とし、四民平均(公平)。遊民には高税、生活に必要な物を扱う者には低率とし、物価を抑える、とする〔6〕(後半)。

時法・暦法では、文明国として、昼夜各十二時間制(定時法)と太陽暦を採用し、四年に一度の置閏法にすれば、大いに無駄が省ける、とする。また、元号による年記を廃して、神武以来の一貫した紀年にすべき、とする〔22〕。これは西周の慶応三年十一月稿「議題草案」にあり、それを是としたカ。『西周全集』二 p. 176(史料)。明治五年十二月三日を太陽暦の六年一月一日、昼夜各十二時間制が国定される五年前の提唱ではある。

(5) 外交 兵庫開港勅許問題(慶応三年十二月七日開港)で揺れる国情を反映して、覚馬も一坂本龍馬は「…条約ハ兵庫港ニ於イテ…道理明白ニ新規約ヲ結ビ…」としている(前掲「檄文」)一 大坂港への入口に砲台を築いて侵入への押えとし、商船は自由に入るも可なれど、他国軍艦の無許可侵入不可の条約を結ばなければ、後日、葛藤が生ずる、という〔14〕。

兵庫港について、貿易の拠点として重要となるが、横浜の如くでは不可で、運輸の便のため、町なかにも運河を造るべきとし、東南の風の折、兵庫で船に火災が生ずれば西方の和田岬は類焼の難があるから、避難用の

大堀を造る必要がある、と理に叶った具体的プランを提示している(16)。

これは、慶応三年二月六、七日、会津藩在京家老・田中土佐が兵庫港で、ロシア生れの造船技師で商人になったカール・レーマン(Carl Lehmann)と、覚馬、中沢帯刀同席で会談、会津藩とレーマンの協同出資で、兵庫に造船所建設を計画した際に、レーマンの語った兵庫港構想そのものである(拙論「山本覚馬覚え書」『同志社談叢』No.21 '01年)。なお、横井小楠も元治元年の「海軍問答書」『横井小楠』下 遺稿篇P.21(史料)で兵庫港の重要性を論じている事を付記しておく。

〔6〕教育・民生 人材の育成なしには外国に比肩し得る文明国家にはなり得ないとして、京、大坂、その他、港々に学校を設け、国家有用の学問を教授すべき、とする。その学問は①万国公法を含んで、建國術(国家学)、性法(自然法)、経済学、国論表記(憲法)。②修身、成徳学(倫理学)。③訴訟聽断(裁判関係法律)。④格物窮理(自然科学)、軍事学。⑤医学。即ち、実学の提唱である(13)。

覚馬は四民平等の思想から長子相続制の明確な否定も提唱する。子供の家産相続の平等を主張し、これが富国に繋る、とする(12)。

この思想から、封建遺制の既得権に、あぐらをかいて、独善的生活を送る者を許し難し、とするのである。即ち、本旨を失っている仏教寺院を厳しく指弾し、かかる寺院は庶民の小学校などにすべし、とする(19)。医家についても、その地位は洋医の如く、本人の力量研鑽によって決まるべきで、日本の如く、門地で地位が決まってしまう従来の侍医では名医の筈もない事は明白であり、天皇の侍医も洋医にすべき、と当時としては大胆な提案もする(23)。

女子教育も然りである。男子との平等をいう。その特質に応じた教育を重視し、高等教育への門戸の開放を

いう(12)。当時としては、瞠目すべき革新的な言説である。

啓蒙のための新聞の発行も提唱している(4)。

民生について、壮健な身体のため、種痘と驅黴くばいを国が行うべき、とし(17)、肉食や毛織物の着用の要をい(10)、無駄無益な髪結床での結髪禁止をいう(18)。カール・レーマンの説としながらも、開化につれて、磨刀となるのも、もつともである、としている(5)。森有礼が官・軍以外の帯刀廃止を提案して、否、とされたのが明治二年。庶民の帯刀禁止令は明治三年十二月下旬。士族の散髪脱刀勝手たるべし、となったのは明治四年八月上旬である。覚馬の鋭敏な先見性的一端である。

(7) 産業 文明国家を支える鉄の生産は、古来のタタラでは非生産的で、溶鋳炉での大規模生産方式によらなければ、という。生産された鉄での製品化は、各地の釜座などに反射炉を設けて鑄造すれば、薪の消費量も少なくて済み、国全体では莫大な経費削減になる、という(8)。鉄に関して、当時の最先端の知を有していなければ出てこぬ言説である(拙論「山本覚馬覚え書」三)『同志社談叢』No.23(1903年)。

陶製の酒容器の製作は薪の大量消費で自然破壊も甚だしいが、フラスコ(ガラス製瓶)にすれば廉価で大量生産可能、という。但、当時、覚馬が具体的にガラスの大量生産方式を知っていたとは思われず、長崎で見聞して来た事からの思付きの感がある。

酒造について、米からを国禁とし、麦、葡萄、馬鈴薯からの醸造にすべき、とする。酒用の米は全生産量の十五分の一にも達しており、糧米不足の地を思いやるべき、とする(13)。

蒸気道(汽車)や通信機を製すれば、労を省き、有事の際には、兵や物資を輸送するのに大いに役立つ、としている(5)。但、これも読書などで得た情報を軽く述べたに過ぎぬとしてよい。

五 同時代人との共通認識再考

先述、坂本龍馬の、いわゆる「船中八策」(慶応三年六月十五日)の第一策は「天下ノ政權ヲ朝廷ニ奉還セシメ、政令宜シク朝廷ヨリ出ツヘキ事」とされている。「維新回天の秘策」などと称されている事は、よく知られている。「管見」は大政奉還(同三年十月十四日)後の稿であり、大政奉還の件はないが、「政令一途朝廷より」とあり、同じ構想である事は明白である。

坂本龍馬の言説は、やがて、土佐藩の国是ともなり、時の政局を激変させる力にもなったとされているが、「管見」は新政権に反意ある会津藩の、一藩士の一言説と見做され兼ねない一方、反新政権の会津藩内では、「管見」の覚馬は、大多数の藩士には理解されざる、不忠、反逆的存在と見られていたと推察される(後述)。「時勢之儀ニ付拙見申上候書付」の中で、覚馬と同意見の士は殆どいなかった、と先述した事から窺えるのである。

「船中八策」の実は確認されていない(『坂本龍馬の誕生』知野文哉 人文書院 '13年)。よって、実在する、坂本直柔(龍馬)名での自筆「新政府綱領八策」(慶応三年十一月上旬書。同月十五日坂本龍馬暗殺)を要約して彼の新体制への建策を見ておく(①は第一義、以下同様)。①人材登用、政府顧問に／②有材の諸侯を揀用し官爵を与え、有名無実の官は排除／③国交条約の議定／④律令を撰し無窮の大典を定め、諸侯は、これを遵奉して家臣を統率／⑤上下議政所／⑥海陸軍局／⑦親兵(天皇直属軍隊)／⑧日本の金銀物価の外国との平均化。

この後に「右預メ二三ノ明眼ノ士ト議定シ諸侯会盟ノ日ヲ待テ云々〇〇〇〇自ラ盟主ト為リ此ヲ以テ朝廷ニ奉リ始テ天下万民ニ公布云々強抗非礼公議ニ違フ者ハ断然征討ス權門貴族モ貸借スルヲナシ 坂本直柔 慶応丁卯十一月」と続き、「〇〇〇〇」は誰なのかと問題にされる八策である(『坂本龍馬関係文書』二 pp.293～294

〔史料〕。

右は極めて綱領的、箇条的であるが、「管見」は詳細な構想になっている。「無窮の大典」（憲法）の文言はな
いが、「小引」に「確呼不易ノ国是ヲ立テ」とあり、憲法をも含意している、と見ておきたい。

覚馬は、佐久間象山、横井小楠、勝海舟、坂本龍馬など、大略、公議、公武合体論者の理念に繋がるものといえるが―勿論、その基底には福沢諭吉の『西洋事情』初編の存在を先述したが―もう一人、特筆すべき人物は先に少し触れた赤松小三郎である（横井小楠の「新政に付て春嶽に建言」との類似性は略す）。

〔二〕「赤松建言」

ここで、赤松について詳しく触れておく。彼は、信濃上田藩（譜代。松平忠優ただます（後、忠固ただかた）、五万三千石）の臣・

若田勘兵衛の次男として天保二年生。幼名・清次郎。

諱・友裕、惟敬。嘉永元年一八四八～同六年、江戸にて算学、

天文、測量、曆学、蘭学等の修業を内田五観いづみ（弥太郎。

明治十二年、東京学士院会員。同十五年三月歿。享

年七十七）や砲術を下曾根信敦しもぞねのぶあつ（金三郎。高島秋帆

に就いて、江川英龍ひでたつ、太郎左衛門と共に西洋砲術を

学んだ幕末の高名な砲術家。明治七年歿。享年

六十八）に学んでいる。嘉永七年、勝海舟に入門。

同藩の赤松家（十石三人扶持）の養子。安政二一八五五～六年、



赤松小三郎肖像写真 慶応3年撮影
（上田市立博物館蔵）

勝麟太郎(海舟)の従者(組外従者。勝は正規の伝習生の一人)として長崎行、海軍伝習所にて修業。その間、対馬や鹿児島へ航海。万延元年の咸臨丸での勝海舟らの米国行に同行する機会を逃し悲嘆。文久元年、清次郎を小三郎と改。同二年、上田藩の訓練調べ方御用掛。元治元々慶応元年、江戸へ出、藩の軍備調達のため横浜へ度々出かける。その間、英国士官より、英書、英国兵法を学び、英式操練書の翻訳開始。慶応二年、『暎国歩兵練法』(藍色本) 翻訳了。上洛。

この間、彼は『矢ころのかね 小銃教率』(安政五年 蘭訳板行 射程論である)、先述、『暎国歩兵練法』(全八冊 金沢藩士・浅津富之助との共訳 下曽根版 慶応二年三月)を出板している。蘭語からの訳稿としては「新銃射放論」(安政四年)、「選馬説」(安政五年)。その他の稿本として、「歩兵号令簿」(後に軍で使われた「直レ」[捧ゲへ筒]などの号令がある)、「散兵操法」、「山砲操練号令詞」(「気ヲ付ケへ」)、「廻レ右」(「前二習へ」)などの号令がある)が知られている。後述、『訂重 暎国歩兵練法』(全九冊、赤本と称された薩摩版 慶応三年)は彼一人の補訂によるものである。彼の仕事が「本邦の新兵制を確定するの基礎をなすものと称せらる」(『日本洋学編年史』昭和四十年増訂版P.679)のも、宜なるかなである。

赤松の藩主・松平忠優は二度老中を務め、安政四年の再任時(安政三年、忠固と改名)日米通商条約の調印に当たった人物で、松平春嶽とは内政、外交面で度々応接した間柄なる事はよく知られている。赤松が、「建言」を力のない時の上田藩主でなく、政局の中心にいた松平春嶽に上書したのには、かかる伏線があったし、福井藩士が京の赤松の塾に入っていて、赤松の卓越した所説を知悉していたから、といえる。なお上田藩主は急死した忠固から忠札(九歳、後、伊賀守)に安政六年に替っている(赤松の事歴は『赤松小三郎実録』同顕彰会創立10周年記念誌 平成二十五年 伊東邦夫氏作成の「略年譜」及び、前掲『赤松小三郎——松平忠厚——維新変革前後異

才二人の生涯―』上田市立博物館 による)。以上、赤松の人となりを知るためである。覚馬の山本家の十人扶持と同程度の家禄であり、三歳年下である。また、佐久間象山より二十歳年下であるが、蘭・英二ヶ国語に通じた赤松に対して、彼は礼をつくして遇したと伝えられている(前掲『赤松小三郎実録』pp. 31~37)。赤松の京の塾での「講義は毎日午前三時間、午後二時間、午前は専ら英国式の歩、騎兵の練法と射撃に関するもの、午後は世界最新の戦史、窮理学、航海等の事でした。課外として時々世界の政治組織に就いて講義があった」(慶応三年三月、赤松の塾にいた大垣藩士・後の可兒春淋陸軍少将の大正八年八月十七日談話筆記)、『伝記』第二卷第五号 昭和十年五月)、とある。赤松は、この頃「今出川烏丸通西^江入町^江 旅宿致し諸生共肥後大垣会津壬生浪士ノ内より忝人居弟子其外^ニも諸藩^ノ人込も多し」(後述、赤松暗殺者・桐野利秋^ニ中村半次郎の『京在日記』より)。この書は昭和四十二年に発見され(十二月十二日付「南日本新聞」)、赤松暗殺の状況と、直接の下手人が桐野利秋と田代五郎左工門なる事が明白になった。

赤松は活躍の場を大きくせんとして、慶応二年二月上洛し、二条衣棚に家塾を開き、先述の如く、当時としては新しい英式歩兵操練(明治三年段階で、諸藩の兵式は英式五十二、仏式十六、蘭式十三とされている)『福澤論吉年鑑』34 p. 149拙論(07年)を教え、世界戦史や西欧諸国の政治体制を講じたのである。やがて、塾生は八百有余、塾頭は薩藩の野津七左衛門(鎮雄。後、陸軍中將)で、さながら、薩摩塾の如くで、中村半次郎、東郷平八郎、篠原国幹などが受業している。

その名声ゆえ、各藩は競って彼を招聘せんとしたが、薩摩の島津久光が招く事となり、その二本松邸(現、同志社大学今出川キャンパス)に場を設けて、英式操練の師としたのである。その間、先述、『重訂 曠国歩兵

練法」を板行、各冊奥付には「薩州軍局」の朱印がある。これに対し、島津久光は十六連発のヘンリー・ライフル銃を贈って労を犒ったとの事である。

「赤松建言」について、以下若干、分析しておく。先述、松平春嶽及び、島津久光への上書である(一)は「玉里島津家文書」の文言)。

御改正之一二端奉申上候口上書

一 天幕御合体諸藩一和御国体相立候根本ハ先 天朝の権を増し徳を奉備并ニ公平に国事を議し國中ニ実ニ可被行命令を下して少も背く事能ハさる(権有る處)の局を御開立相成候事[※]

※以下、その具体策を挙げている。即ち、天皇の輔相として大閣老以下六人の宰相を以て朝廷とする。その成員は將軍、堂上、旗本から撰出。

立法府としての上・下議政局については既述の通りであるが、赤松は更にいう。即ち、この局の人撰は門閥貴賤を問わず、道理を弁え、無私にして人望ある者を公平に撰ぶものとする。この局の権能は旧弊を改め、万国に通用する法の立法、官員の任用、外交、財政、富国強兵、人才教育、挙国一致「じんき人氣一和」のための法の制定。この局で決議した国事は朝廷へ建白し、その承認を得て後、施行する、これが国是の基本、というのである。

一 人才御教育之儀御国是相立候基本ニ御座候事[※]

※具体的には江戸、京、大坂、長崎、函館、新潟等の主要都市に大、小学校設立。大学校には外国人教師雇入、大坂には兵学校設立、大学校同様にする。法律学や度量学(長さ・容量の学、物理学)を重視して国を文明

化すべし、とする（覚馬は外国人の雇用には言及していないが、赤松と同じ事を述べている。唯、実学の教科を、より具体的に挙げている）。

一 国中之人民平等に御撫育相成人々其性に準し充分を尽させ候事^{三〇}※

※これ迄は人は、その生来の性質（性）^{三〇}に応じて世に尽す事が不平等で遊民多く農民のみに過重な負担を強いてきた、とし、税の公平、農民への負担減。遊民、諸物、特に奢侈に関するものには高税率とする。士には勤勉に仕事に従事させ、遊民を実業に就けるのが治国の根本、という（覚馬の言説は赤松の言説を敷衍したものと見える。赤松の「其性に準し」の「性」はsexualityを意味するものでない事は、その後の彼の論の展開から明白である。覚馬の如く、女子教育の男子との平等には言及していない）。

一 是迄之通用金銀總御改万国普通之錢貨御通用相成国中之人口と物品と錢貨と平均を得候様御算定之事^{三〇}※

※錢貨の形は世界共通の円形に。金・銀・銅貨の流通の割合を西洋各国と同じにし、各貨の品位も同等にしなければ交易上、不平等となり損害を生ずる事になる、とする。日本では人口に比し錢貨の流通量が少なく、そのため、器材、物品の安定供給ができていない、錢貨を増して物品製造技術を盛にしなければ文明を世界的水準とする事は難しい、とする（覚馬は幕府の改鑄による金貨の質の低下が四民困窮の因とし、幕府は四民に借金をしているに等しいとし、また、日常の硬貨は銅錢とすべきとしている。先述の如く、正貨を円形にして品位の確定及び、その公表等、大略、赤松の説と同じであるが、紙幣の兌換制を提唱し、通商と国富のため急務としている点が異なる）。

一 海陸軍御兵備之儀ハ治世と乱世との法を別ち国の貧富に応じて御算定之事^{三〇}※

※さすがに、赤松は西洋兵学を修めた力量を充分に發揮した言説を展開している。即ち、兵の数は少なく、

優れた武器に熟練させるが最上である。兵は二万八千ほど、幕臣と諸藩から実践的にして熟達せる兵を選出、四年毎の交代とする。その統率者は朝廷の任命とし、軍は京、大坂、江戸、その他の要地の警衛に当り、この地へ地方から人を派遣して操練を習わせ、この人を帰郷してからの地方の操練の教師とする。即ち、皆兵制である。有志の者は「長官学校」(士官学校)にて修業。武士にも職業選択を自由とし、武士の数を減らす、とする(この点、覚馬も全く同一の事をいつているし、現役と予備の兵制について、もう少し詳細に論じている)。

海軍の建軍について赤松は、長崎で海軍伝習を受け、咸臨丸で対馬へ航海(安政四年^{一八五七})、同艦で鹿児島へ航海(安政五年)するという、当時としては数少ない海軍の実務経験者らしく、具体的、現実的な提唱をしている。即ち、海軍は、すぐには整備不能なものであるから外国人教師による伝習を、長官始め水兵三千人に命じて受けさせ、要員が育成できたら軍艦を建造、或は外国から購入する。当面の海軍は現有の艦船の修復ないし、艦載砲の数を増やして使う、とする。

兵備は国力の増強に応じて充実。乱世(戦時)には男女の区別なく国民皆兵制とする。これが兵制の根源、というのである(覚馬は男女の区別なき皆兵制には言及していない)。

一 船艦并二大小銃其外兵器或ハ常用之諸品衣食等製造之機関初ハ外国より御取寄セ国中是二依テ物品ニ不足無き様御処置之事^{*}

※右の製造所は交通至便の地に造り、外国人を雇って作れば廉価にて良品を得る事ができる、とする。いずれ、この製造所は必須となるから早急に設けるべき、とする。

一 良質之人馬及鳥獸之種類御殖育之事^{*}

※アジア人種がヨーロッパ人種に劣っているのは歴然としていて、として人種改良論をいう(強国にするため、人種改良論を提唱した新体制論者は稀有である。覚馬は勿論、かかる論を吐いてはいない)。軍馬について、蘭書を訳出して「選馬説」なる訳稿を遺している(安政五年、長崎での訳業、上田市立博物館蔵 十八丁)ほどであるから、軍馬は外国産の良種でなければ役に立たない、とする。家畜を殖産し、肉を食し、毛織物を着用すれば民は壮健となり、富国強兵の基となる、という(覚馬は、この点、そっくり同じ事をいつている)。

「赤松建言」については、明治三十五年一月十日と十二、十四と十六日の信濃毎日新聞紙に六回「上田の奇傑赤松小三郎」と題して山路愛山が連載/同四十四年の同人による「代議政体論」『文章世界』第六卷第三号/大正七年の、洪沢栄一『徳川慶喜公伝』(龍門社版)第四卷pp.57と58/大正十年の、尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想—帝國議會史前記—』pp.115と117/等に、坂本龍馬のものに先立つ論、或は軌を一にする論だが西欧の模倣ではない、といった形で紹介されている。

徳富蘇峰は昭和十四年二月二十二と二十四日の「東京日日新聞」及び、「大阪毎日新聞」紙上に「近世日本国民史」第六十三卷 新政曙光篇(37 38 39)の三回に亘って「赤松小三郎の政体改革意見書」(1)(2)(3)として紹介している。この中で蘇峰は、赤松が薩人のため非命の死を遂げた事にも触れ、尊皇派ではないが、錚々たる開国論者とし、その意見はやがて、尊王論者によって採用されるに至った、としているが、これは赤松一人の卓見ではない、と強調している。

右の事は昭和十五年二月刊の『近世日本国民史 明治天皇御宇史』第二冊〔新政曙光篇〕(明治書院)の中に収められて出版された。

昭和十五年刊の『維新史料綱要』七 p.127に「赤松建言」が紹介採録されている。

11年には、青山忠正・佛教大学教授が「慶応三年二月九日の政変」『幕末政治と社会変動』（講座 明治維新2）の中で王政復古後の政体構想に具体的構想を示していない大久保利通や西郷隆盛に触れ、この構想に關して「大きなヒントを与えるものが」、「赤松建言」である（同書p.225）、として、これについて論考を展開されている事をも付記しておく。

「赤松建言」は、詳述の如く、島津久光にも上書されていた。即ち、「玉里島津家文書」の中に「松平伊賀守内赤松小三郎建言 天幕御合体諸藩一和ノ国是ニ就テ」の表題で『鹿兒島県史料玉里島津家史料五』pp.194～198〔史料〕に慶応三年五月の事項として採録されている。但、松平春嶽への建言とは表題が若干、異っているが、内容については二、三文字の異同があるのみであった。また、『鹿兒島県史料 忠義公史料』四 pp.414～417〔史料〕にも「雇教師赤松小三郎建言」〔松平慶永宛〕、「島津忠承氏所蔵本にて校訂」、と但書がしてある。

島津忠承氏ただつぐ（昭和三十一年より十九年間、日本赤十字社々長）は、久光の孫に当る人物である。玉里島津家が明治になってから、久光によって創家されたのであるから、先の『忠義公史料』編纂の段階では、「玉里島津家文書」によって校訂されたのである（後、『玉里島津家史料』として編纂・出版）。「赤松建言」は、薩藩々主・忠義と国父・久光の両方に渡っていた、という事である。さらに、後述の嵯峨根良吉建白（「赤松建言」と全く同一といえるもの）も久光に上書されていて、いうならば、同じ建言が三通、薩藩に慶応三年五月段階で存在していたという事になり、「赤松建言」への関心が大きかったという事になる。

一方、「管見」の特異性は、覚馬が長崎で外国商人達の貿易の実態と旨味を実感しての重商主義国家必要性の

提唱（建国術〔7〕）、遊里での檢徴（救民〔17〕）、さらに、女学〔11〕等に見られる徹底的な四民平等の提唱、を除いて、一年前に知られていた「赤松建言」と比べて、さほどの違いはなく、覺馬の名前は薩藩一部の士に知られてはいても、「管見」の内容については、新国家体制を模索していた薩藩上層部や、その他の識者にとって、新鮮味あり、且、指針足り得る提唱であったとは、いい難い感がある。坂本龍馬等の建築も既知の事ゆえ一層、その感が否めない。会津藩士としては仲々の言説、ぐらゐの評価だったのであろう。

徳富蘇峰も「管見」の存在を知らながら、これに触れる所がないのは右の如き感があつての事としてよいであらう。

（二） 嵯峨根良吉建言

先述、『…玉里島津家』史料五 p.198には「赤松建言」の次項に慶応三年五月の事項として「嵯峨根良吉ヨリ久光公ニ上ル書 公武合体、国事改革建言」の標題があるが、「玉里島津家文書」目録に記されているのみで、文書の存在は未確認である。その「写し」があつて、それを『從天保元年
至明治四年期間 国事 鞅掌 報効志士人名録』第一輯 pp.317～321（史談会 明治四十二年 鹿兒島県立図書館蔵）で見ることが出来る。

その内容は「赤松建言」そのものである。即ち、「赤松建言」の各項の主題を先ず記し、その説明を、例えば、「二、人才教育之儀御国是相立候基本に御座候事（以上は赤松と全く同一文言）即ち：（赤松と同じ文言）確立すべしとの趣意なり」といった具合で、「赤松建言」を「即ち…との趣意なり」と、他者に解説するが如き文脈である。

何故、全く同一の政体改革意見書が島津久光に同時期に別人によって上書されたのかを明らかにする史料は

未見である。公武合体運動を結実させるため、赤松と嵯峨根の二人が協力して有力大名に入説した、としておく。「赤松建言」の第二策「天幕御合体：背く事能ハさるの局を御開立相成候事」は「天幕御合体：背く事能はさる権。有る局を御開立相成候事」と嵯峨根の建白の写しにあるが、これは、鳥津久光への「赤松建言」そのものである。その後の赤松のこの第一策についての五百八十字ほどの敷衍的説明を嵯峨根の方は八十字ほどに縮めてしまっている。この事から考えると、「赤松建言」があつての嵯峨根良吉建白といつてよい、と今はいつておく。尾佐竹猛は前掲『維新前後に於ける立憲思想』p.118に於て嵯峨根良吉建白について、『報効志士人名録』第一輯に触れ「其根本史料を詳にしない」：「赤松の建議との関係に付ては猶一段の攻究を要する」として、嵯峨根良吉建白の独自性をいうのを躊躇している。

平成十八年三月十日の京都新聞(夕刊)にこの建白の事が五段抜きで大きく報じられている。彼の縁者の家にあつた書類を調査された(これまた彼の縁者の)岡田孝氏の労によるもので、その後、その書類の※展示があつたり、著作となつたりしている。

※これは先述、『報効志士人名録』第一輯の活字記事を墨書しただけのものであつて、鳥津久光への上書の原本ではない事は明らかである。

「坂本龍馬と新撰組展」京都東山の霊山歴史館 平成十八年秋。

『龍馬暗殺の謎』木村幸比古 P.H.P新書 07年。

『龍馬より早く新時代構想を建議した男 嵯峨根良吉』岡田孝 私家本(08年カ)は詳細に彼の事歴を追つた労作である。

嵯峨根良吉はその[※]経歴から他者を剽窃するような事は有り得ない、といつてよい。赤松とは同一の内容の建言の上書は余程の事情あつての事といえるが詳細は不明である。

※宮津藩領竹野郡溝川村の村医の出で天保八年生。^{一八三七}天保二年生の赤松より六歳下である(覚馬よりは九歳下)。嘉永七年、十七歳、適塾へ。^{一八五四}安政三年、越前の大野藩の洋学所へ(約半年在籍)。その後、長崎へ出て英学修業(詳細不明)、西洋兵学を研鑽。江戸にいたり江川塾にて砲術を教え、安政五年(二十一歳時)、^{一八五八}伝習艦・咸臨丸にて鹿児島に至っている(艦での役務分担不明、江川塾からの海軍伝習生の従者の一人カ。咸臨丸鹿児島訪問の様子はカッティンディーケ『長崎伝習所の日々』pp.90〜101。この艦には赤松も艦長役・勝海舟の従者ゆえ、乗艦していたと見てよい。この線から赤松と嵯峨根良吉を結びつけたのは勝海舟、となる。二人の、同時、同一建言・建白の遠景には当時、江戸に居た勝海舟の姿が見えてくる)。

その後、江戸に帰る(日時不明だが、安政六年二月、海軍伝習所が突然、閉鎖となり勝海舟は咸臨丸にて帰府、赤松も同乗、これに同行カ)。江戸では齋藤弥九郎の練兵館の塾頭として剣を教えていた事もあつたようであるが処士ゆえ、如何に生計を立てていたか不明である。慶応元年の暮の頃には適当な仕事もなかつた事が判っている。慶応二年十月、薩藩に聘されて鹿児島に下り薩藩の開成所助教、同三年十月、藩士の列に加えられ、十二月には船奉公添役となっている。正式登用の前、慶応二年五月には薩藩に頼まれて海軍法則の翻訳を手掛けている。慶応四年六月病死 享年三十二(先述、岡田孝著書及び、『赤松小三郎実録』より)。

以上、「赤松建言」と嵯峨根良吉建白の不可解さについて筆者なりに考察した結果である。

三 赤松の最期

慶応三年八月頃、赤松は自説実行のための行動を、薩藩側と幕府方(会津藩を介して)両方へ働き掛をした事は先述したが、これより少し早く、慶応二年十二月、幕府は赤松を兵書取調役兼任として開成所の教授陣に迎えようとするが、上田藩が藩として必要として手離さず、幕府への手前、いつ迄も滞京させる訳にもいかず、帰藩命令を出す。赤松は、帰藩は日本のためならず、と京に留まり、その間、先述の赤本を板行したりするのである。

上田藩からの帰藩命令、いよゝ厳しく、京に残るための様々な工作も空しく、帰藩する事となる。これが死への伏線へとなった事は先述の通りである。

同三年九月三日、晴天下、桐野利秋(中村半次郎)、田代五郎左エ門(五郎)他、三名の薩藩の士が東山近辺から四条通を散歩中、東洞院四条西で赤松に出会う。桐野は兼ねてより、赤松を敵の幕府方逆賊として暗殺の機を窺っており、桐野と田代は、連れの三人を四条烏丸南角の「満んぢう屋」に待たせておいて東洞院通を赤松の跡を付ける。四条から二筋下がった仏光寺辺で同藩の野津七次(塾頭の弟。後、陸軍元帥)外二名が赤松と一緒だったのを追い越して五条下ル迄来(現、花屋町通カ)、取って返して、魚棚上ル(現、六条上ル、和泉町)にて赤松の前に立ちふさがり、桐野が抜打に斬り掛かる。赤松は応戦せんとピストルに手を掛けしたが及ばず、左肩から腹部迄の傷を負い、倒れる赤松を田代が後から打払い、桐野と田代が夫々止めを刺すのである(翌四日、夕刻六時過、上田藩邸にて絶命)。しるし(首級)を取って晒し首にせんとしたが昼中なので、できず、斬奸状を四条東洞院角と三条大橋に一枚ずつ貼り出したのである(先述、桐野の『京在日記』より)。なお、瀕死の身を運び込まれた京の上田藩邸は現、中京区千本丸太町下ル西にあった。赤松は、かく、非業の死を遂げたので

ある。

九月六日、金戒光明寺（黒谷）にて葬儀、十二月六日、墓石建立。暗殺者・桐野を含む薩藩受業生一同によるもので、島津侯も弔意を表している（「赤松小三郎君之碑」、東郷平八郎書の碑文Ⅱ『赤松小三郎実録』より）。墓石裏面には、この暗殺を「不幸終^{さいに}遭^い緑林之害^い而死^い」と刻し、緑林Ⅱ盗賊の仕業と片付けんとしている。倉沢剛は「何という残酷非道な仕打ちであるう。…藩から兵学の師として迎えた大恩のある師を教え子たる二人の藩士が切ったのである。これは鹿兒島藩の恥ずべき醜態として、幕末の歴史から永遠に消え去らないであろう」、とその思いを吐露している（『幕末教育史の研究』三 pp.90～93 昭和六十一年）。

これは、藩上層部の指図なしに実行されたとは考え難いといわれている。慶応二年一月二十一日には薩長同盟が結ばれており、同三年五月段階では四侯会議で長州処分や兵庫開港問題で、徳川慶喜と島津久光が対立、薩藩は討幕の方向に完全に舵を切っており、佐幕派と目される上田藩に赤松を帰す事は薩藩の秘密や内情が洩れる事と恐れる余りの抹殺とされている（前述、『伝記』、『松平忠固・赤松小三郎―上田にみる近代の夜明け―』上田市立博物館 平成六年）。

なお、黒谷の善教院管理の赤松の墓石は傷みが激しいため、平成二十三年、新墓石に刻文を模して再置し、旧墓石は赤松の故郷、上田の赤松小三郎記念館に移されている（『赤松小三郎実録』）。

以上、同志社大学今出川キャンパスの、幕末のあまり知られざる面の記述でもある。

六 「管見」への四つの道程

覚馬の、藩の枠を超えての国家の危機を感受、洞察した、国家新体制への「管見」の形成された道程を以下に考察する。

第一には、会津藩の対外認識の蓄積である。文化五年(一八〇八)慶応四年の間、幕命により国防のため藩地外への出陣を強いられ、時には切迫した状況下で国防認識、対外認識を必然的に持たざるを得なくなった点がある。それが藩全体の危機感となつて従来の刀槍の術では西洋流の銃砲の術には及ばないという認識にはならなかったのであるが。

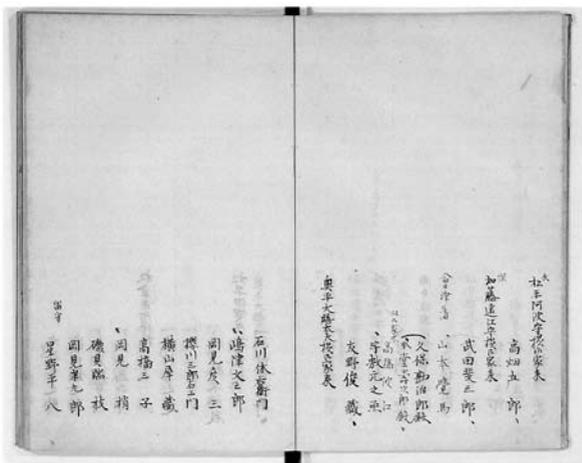
山本家では、覚馬の祖父・佐兵良高権八は覚馬が生れた時は四十八歳であるが、二十九歳、文化五年(一八〇八)利尻島警備に約二ヶ月間出陣し、ロシアと対峙、国防の最前線を実感してきている。この時に銃砲の重要性を認識したと推察されるが、文化八年には藩の銃術監督となり、文化十一年には監督をやめ自ら火術を専門に研鑽、同十四年には火術師範となつている(「諸士系譜」)。さらに、六十二歳の天保十一年には江戸で高島秋帆の高弟・市川熊男に就いて高島流砲術の伝授を受けている(惜しむらくは二年後歿。『会津人群像』No.22拙論 '12年 歴史春秋社)。また、覚馬、八重の父・権八の実家・永岡家の伯父・権之助(権八の長兄)は藩きつての火薬や地雷製作の第一人者で、八重が火術に関心を持つようになったのは、権之助一家の影響大なり、と、この永岡家では伝承されている。

銃砲は武士の術にあらずと軽蔑されながら封建の身分制度を打崩す力となつたのが銃砲である。このような家に育つた覚馬も八重も封建遺制に縛られぬ、或る意味で、「ならぬことばなりませぬ」(後述)の世界から食

み出る存在となる素地を有していたのである。

第二は、江戸での洋学修業（砲術修行を含む）である。嘉永三年^{一八五〇}に出府して（「覚馬伝」では嘉永六年）佐久間象山に師事（増訂『象山全集』五巻 p. 763 75年（史料））、大木忠益（坪井為春）に蘭学の手ほどきを受け、勝海舟等、名ある洋学者に教えを乞い、洋学を摂取した時期である。安政三年^{一八五六}、会津に帰り、翌四年蘭学所の師範となる。

第三は、会津藩の京都守護職の任に伴う上洛（文久三年^{一八六三}）中である。京では、自、他の藩士達と比較的自由に接し得て、様々な知見を広め、先述の広瀬元恭、栗原唯一、赤松小三郎、さらには上洛した佐久間象山、勝海舟、西周との交流は、時の政治問題や国事についての思索を刺激し、深化した、といえる。会津藩京都での公用方^{やすうらう}にいた広沢安任（文久三年四月、公用方御雇勤、同年八月公用方勤、慶応三^四年御用所役人^二先述、四十栄貞憲論文）は、覚馬とは隔意なき友であったから、他藩の動静など詳しく得ていて覚馬と語り、彼の知見を豊かにしていた事も忘れてはならない事である（広沢安任『近世盲者鑑』明治二十二年）。京で覚馬に、知の上で最も大きな影響を与えたのは西周である。西は徳川慶喜に呼ばれて慶応二年九月に上洛し、



Copyright 2006, Kyoto University Library

図4 佐久間象三門人名簿「及門録」（「会津藩 山本覚馬」は朱書）
（京大附属図書館 維新文庫）

同三年二月初め、四条大宮西入ル(現、錦大宮町)の更雀寺(昭和五十二年、左京区静海市市原へ移転)で^{※1}塾を開き、『万国公法』等を講じていた。覺馬は同三年三月頃には長崎から帰洛しており、西の塾に出入りして学んでいたのである。その成果の一つが『万国公法』を諳んじる程に究め、これを、時には敵対する他者との交渉時に万能の律法として(思込んで)使った事に顕れている。

覺馬が西と交渉のあった事は、西周夫人・^{※2}升子(ますこ)の日記、同三年十一月二十九日の記述に出てくる。

※1 この塾は京での木村宗三(宗藏、壮三、宗三郎と記されたりする)の英語塾が、慶応三年のバリ万国博覧会に列席する事になった徳川昭武(当時、十四歳)に、木村が随行する事となり、急拠、閉鎖となり、その塾生を、開成所の朋友たる木村から託されたのが始まりである(『西家略譜』『西周全集』三 pp.757〜760(史料))。

木村は幕臣(後、一橋家々臣)で開成所にて英語を学び、『日本教育史資料』七 洋学の項に「^{一八六一}文久元年六月廿一日木村宗三外国方ニ転ス」とある)、パリ遊学中、戊辰戦争勃発の報に接し、随行仲間の高松凌雲(医師、函館戦争時には敵方の負傷兵の治療もなし、日本で初めて赤十字精神を発揮した人物)と共に慶応四年五月十七日、横浜に帰っている。高松は同四年八月十六日、榎本武揚に同調し、軍艦・開陽丸にて函館に渡る(『高松凌雲翁経歴談・函館戦争史料』pp.57〜64 続日本史籍協会叢書)。木村も同一行動をとったようで、明治二年一月に蝦夷島総裁・榎本武揚が設けた室蘭開拓奉行所の頭取の一人となっている(『旧幕府』No.6 大島圭介「南柯紀行」p.15。『新室蘭市史』第一巻 pp.553〜554)。

開拓奉行は沢太郎左衛門で、沢は慶応四年一月六日、徳川慶喜や松平容保らが大坂から江戸へ脱出した時、艦長・榎本を大坂に置き去りにして出帆した開陽丸の副艦長。

木村は函館戦争後、幽囚、釈放。その後は、明治二十二年八月六日付（十日認可）の「私立暁星学校」の、東京府への私立学校設立願によれば、外国人による学校設立は不可なので、代わっての日本人四人の設立者の筆頭人となっている。

「東京府下赤坂区青山南町二丁目六十三番地／東京府士族／木村宗三／天保二年十二月廿四日生

一明治四年九月十日兵部省七等出仕被仰付同八年／（明治五年二月、陸・海軍省に分離）五月十三日被免同十八年七月廿七日赤坂区学務委／員被仰付又同区々会議員ノ任ニアリ／賞罰及私訴二關係無之候／明治二十一年八月六日／右木村宗三[㊦]とある（『暁星百年史』pp.24～28）。『赤坂区史』赤坂区役所 昭和十六年によれば明治十二年二月には区会議員に選出されている。訳著書は『小供らが読むべき理学の問答』（明治九年 仏語書籍からの訳出）、『婚姻新論』初篇（明治十一年）及び、同二篇（明治十二年）がある。なお、『函館戦争と榎本武揚』pp.139～140 樋口雄彦 敗者の日本史17 吉川弘文館 '12年参照。但、暁星の教師にはなっていない。※2 二十九日 天気 今朝御登城前山本覚馬様御出にて／塾生の事聞およびし故かれらの所へ参り／いろく／承りしに誠に取るにたらぬ事故よく／く／自分が申ました所先生のおゆるし／があればかへるとの事故不都合段ゆるし／くれと御申にて聞きこすこととなりたり」。

一西周は当時、二条城南の三条通に面した組屋敷に住居を与えられ、書生も三十人程は止宿していた（組屋敷の東側は若狭小浜藩の酒井屋敷で、徳川慶喜が上洛時の宿所となっていた）。西には、身の回りを世話する女性・米^{よね}〓西との間に、敦平を儲けている〓がいて、夫人・升子が上洛、同三年八月二十八日、品川を出帆、十月八日、夜十一時頃（四ツ半）、組屋敷に到着している。妻妾同居となり、見兼ねた塾生達が集団退塾の挙に出て、西を諫めんとしたものと考えられている。それを覚馬が執成して復塾させたのである（「〔翻刻〕西

升子日記『学苑』No.708・714。川嶋保良〔西園夫人〕升子ますの日記』平成十三年 青蛙房。覚馬の妻：うらはは上洛せず、妻妾同居とはならなかった事はよく知られている事を付記しておく。

夫人・升子上洛後、程なくして政情激変し、十月十四日には大政奉還があった。十二月九日の日記には使用人が、いくさが始まりそうだと、息せき切つてやつて来て、二条城では会津藩士が甲冑を着けて警備、大砲を引出したりしていると緊迫の状況を伝えた事、西も、知らせで帰宅し、必要となるであろう書籍や西洋から持帰った品々を塾生の藤堂藩士に頼んで、藩で預かってくれる様にした事などが記されている。十二日の日記には、二条城に詰めている西からの手紙で、今夕は徳川慶喜も大坂へ行く事になったから必ずそこを立退け、と連絡あり、京脱出の生々しい様子が記されている(十二月八日、王政復古。九日、松平容保、京都守護職辞任。蛤御門、唐門の警備の任、解任。幕府方二条城に集合)。

升子が小さな娘と使用人共々無事、江戸で西と再会したのは一ヶ月後の慶応四年正月二十二日である。以上記した事は、次に述べる西の『百一新論』の草稿が覚馬の手許に遺された状況をも推察し得る事態だからである。

なお、この十二月の二条城での紛乱の中で覚馬の姿を伝える話としては、水島純の「広沢先生山本先生に関する懐旧談」(『会津会々報』No.8 大正五年)に、覚馬から度々聞いた話として、同藩の高津伸三郎が斬りかからんばかりの勢で「覚馬々々と呼びながら、貴様は如斯形勢に陥ても今日尚ほ薩長人が悪くないか如何？」と食つて掛つた話があるので、覚馬が会津藩士の間で、その言動が知られており、どのように評価されていたかを知る話として付記しておく。

覚馬は預かっていたと思われる、西の草稿を『百一新論』「山本覚馬蔵本」として、明治七年に出版している（西の訳語「哲学」が初めて活字となった書としての荣誉を担っている。出版の経緯については『西周全集』一解説pp. 634～637）。「序」は失明の彼に代り、友人・[※]南摩綱紀が書いている。百教の一致するを知り、その感動を叙している。即ち、政（法）と教（道徳）が平行すれば国は文明へと進み、さもなければ、人は野蛮に陥る。政なき所は怨（あやまつ）、教なき所は乖（そむく）。西氏の此書が国家を裨益するもの少なからず、と述べている。これは南摩自身の考えであるといえる（※参照）。

覚馬は、この書によって儒学から離れて洋学に親しんできた己れについて自信とバックボーンを得、アイデンティティーを確立したのである。

※幼名・三郎、通称・八之丞、号・羽峯。家禄三百石。文政六年（^{一八二三}）明治四十二年四月十三日歿。享年八十七。覚馬よりは五歳年上。剣、弓、槍、馬、柔の各術について一流の域に達し、二十五歳、江戸の昌平黌に入り、漢学を究め、嘉永六年のペリー来航を機として洋学を杉田成卿らに学び、大坂では緒方洪庵の義弟・緒方郁蔵に就いて洋学を修めている。会津藩の蘭学所（安政四年開設）は彼の建議によるものである。藩内の大反対があったが此処の教授職に就いている（覚馬が同職）。文久年間には、会津藩領となった標津や紋別等の蝦夷地で代官兼勘定方として、その経営に当たっている。

会津戦争後は越後の高田藩にて禁慎、その後（明治二年正月～同三年六月）も乞われて地元に残り、正心学舎を設け、有為の青年を育てている。やがて、淀藩に聘されて藩学を總攬、明治四年十一月二十日、淀県（廢藩のため県となる）が京都府に併合（他に、亀岡、綾部、山家、園部の各県も）され、同五年三月十四日、京都府十二等出仕（但、「八之進」となっている。『京都府史』第一編 官員履歴4による。以下同様）学校

掛である。実際は明治三年十二月七日創設の京都府中学校の教授職である(『京都府教育史』上 p. 335)。当時は中学校が教育行政機関でもあったのである。学校は旧所司代屋敷に同六年七月迄あり、それ以降は同十八年四月迄旧守護職屋敷にあった(現、京都府庁の地、此処に慶應義塾の京都分校も併設されていたのは、よく知られている)。

覚馬は旧所司代時代の中学校で毎月四、九の日に「泰西国法論」の特別講義をしていて、知事以下の官員が聴講していた(前掲書 上 p. 333)。

同五年十月、少属、十一等出仕。同七年五月十九日付で正院へ転じている。この京都府在任中に『百一新論』の「序」を覚馬のために代筆したのである(同七年二月一日付)。彼はその後、太政官権大主記↓文部省編輯局(同十年)↓東京大学文学部教授(同十六年)↓東京高等師範学校教授(同二十一年)等を歴任している(勝田多加志「南摩綱記」『幕末・会津藩士銘々伝』下 参照)。なお、南摩は安政二年、藩命により、九州、四国を含む西の諸国を歴訪し藩情などを探り、安政四年の秋に『負笈管見』として藩に報告書を出している。その総括として、藩の改革案の提言がなされている。

それは後の様々な政体改革意見書の先駆である。安政四年という時代的制約から幕藩体制の改革への言及はないが、政治改革の基本について、現象面の政治情況の改革は容易であるが政治制度の確立こそ肝要とし、これは、ともすれば「固陋二陥ルノ弊」がある、この弊を除くため、即ち、固陋なる制度改革、封建遺制打破の提言をする。

第一は人材登庸。世襲制の廃止、出自を問わず優秀な人材を「不次(慣例を無視して)」に官に就け、官禄のみを与え私禄(家禄)を増加しなければ、財政負担を軽減し得る、とする。そのため、

第二は人材育成。学校を興隆し、その師たる者は厚遇すべし、とする。師たる者や優れた人材は都会の地に出し修業させ、成業の見込ある者は長期に亘り留学させ、その間の俸給を優遇して十分に勉学させるべき、とする。書生は小禄卑官の二、三男がなつて糊口の資とする者が多いが、これでは不可で、高禄高官の嫡男、二、三男こそが、書生となつて修業すべし、とする。彼等は将来重職に就く事が多いからである。

「政卜教卜ハ和漢古今共ニ同一体ノ者ニテ政ニ行ハンカ為ニ教學スルコナレハ政ノ本ハ教ニアリ教ノ発用ハ政ニアルコヲ能明弁シ 二物ニナラヌ様ニナスヘシ是国ヲ治ルノ大基本也 次ニ廉恥ノ風ヲ盛ンナラサレハ教行ハレス士氣衰弱シ国ヲ為サ、ルニ至ルヘシ」と提言する。これを『百一新論』の「序」（南摩の代筆であるが）の文言と比した時、これを覚馬名で出す南摩の覚馬への思いやりの大きさが歴然と判るのである。

第三は富国策。これこそが急務だとする。冗費の削減が、その第一で、役人の教を減ずる事が第一着手、とする。小禄の役人は官物を貸付けて稼いだり、下から奪つたりしなければ生計が立ち行かないのであり、悪いと知りながら蔵に納める米俵から、くすねたりしている。これを「齒黒付ケサスル」（薄禄付ケサスル）という。かかる「陰盗」は横行しているが、これは役人の数が多いからである。法令を簡にして上下の風通しを良くすれば改まる、とする。

交易は、他藩、外国ともに、そこへ原料を売るのでなく、加工等の付加価値を加えてせねばならぬ、これが富国への道である、とする。

覚馬の「管見」の「撰吏」や「建国術」の中に、右、南摩の『負笈管見』の説を基底（或は、共通の基底、とすべきか）にしている事が読み取れる。

第四に特筆すべきは、長崎行である。此処で覚馬は今迄の西洋知を検証し、自信を持ち、拡大したのである。

慶応二年十月、会津藩家老・神保内藏助の嫡男・^{*}修理に随行して長崎に着いている。中沢帯刀やドイツ留学をする馬島(後、小松) 済治も同行である。先述の如く、カール・レーマンと応接、遅れている会津藩の軍備の洋式化と造船所等の近代的産業の興隆に着手せんとする。覚馬は、このレーマンから西洋事情を様々に教えられていることが判る(『会津藩文書』『史籍雑纂』一)。

同三年二月六、七日の両日、兵庫での田中土佐との会談で^{*}ツンナール銃購入の事が決まり、レーマン、覚馬、中沢帯刀は船で長崎に戻り、依頼を受けた紀州藩のため、三千挺のツンナール銃の購入約定を、中沢と覚馬名義にてレーマンとハルトマン(Oscar Hartmann)と商社を結成した商人で、レーマン不在時の代人との間に結ぶ(同三年三月二十五日付)。さらに、同三年四月一日付で千三百挺(三百は桑名藩用。加太邦憲の『自歴譜』岩波文庫pp.69〜70参照)購入の約定をする。

覚馬が長崎で居留地の外国人達に西洋事情について尋ねる様は「管見」〔7〕「建国術」に、その懸命さが伝わってくる。彼の長崎滞在は慶応二年十月〜同三年三月初め迄の五ヶ月間で、その間、長崎⇄兵庫への往復があり、実質は、もっと短いと見える。銃購入については、覚馬の名もあるが同僚の中沢帯刀(維新後、本姓に戻り、武田信愛と改め、兵部省出仕となり、会津藩出身の外交官・林権助の苦学時代を援助している)林権助「わが七十年を語る」p.27)が一人で取仕切ったとしてよい。覚馬は中沢より早く帰洛している(拙論「山本覚馬覚え書」のレーマンの覚馬宛蘭文書簡、『同志社談叢』No.21)。

覚馬は視力の落ちた眼の診断を受け、治療は絶望と、長崎で宣告された、とされているが、覚馬の滞長崎の時期、医師・ボードウアン(A. F. Bauduin)は長崎を留守にしている事が判っている(弟・ボードウアン=A. J.

Baudin オランダ領事は在長崎、『オランダ領事の幕末維新』V・ボードゥアン著 フォス美弥子訳 昭和六十二年)。覚馬を診断したのはマンスフェルト (C. G. van Mansvelt) の可能性が高い。

「ハラトマ」にも覚馬は質問しているが、化学者・ハラタマ (K. W. Garatama) は、この時期、江戸の開成所開設の仕事で忙しく、覚馬が滞長崎期間のハラタマの行動表(『オランダ人の見た幕末・明治の日本』芝哲夫 93年より筆者作成) から見て、覚馬が面談し得たかは疑問である。「ハラトマ」は、先のO・ハルトマンの可能性が高い(「西洋人の名前 アルファベット表記一覧」『長崎居留地外国人名簿』Ⅲ 平成十六

山本覚馬覚え書(五)「管見」を中心に―



図5 D. B. 銃千三百挺購入約定書
(長崎歴史文化博物館蔵)



図7 D. B. 銃の弾頭
(2.5×1.2cm 20g)
(筆者蔵)



図6 D. B. 銃
(霊山歴史館蔵)

年)。質問した「プロール」はグラバー (T. B. Glover) の表記の一つである。

※1 修理は慶応三年三月初旬、坂本龍馬と会っている「長崎にて会津の家老神保修理に面会会津ニハおもひかけぬ人物にてありたり」と長州の三吉慎蔵宛の三月十六日付の書簡の中で述べている。龍馬は高坂龍次郎の変名で、家老と修理を思込んだようである(『坂本龍馬関係文書』一 p. 250)。修理は、同三年二月、香港に渡った、という記事もある(『維新史料綱要』七 p. 63)。

※2 Zündnadelgewehr の事で火針銃とも訳すべき元込銃である。プロシヤのドライゼ (Johann Dreyse) の発明したドライゼ銃の改良型である。Dörsch und von Baumgarten 銃 (D. B. 銃と略) で、実包(弾と葉莖)はドライゼ銃と共通である。但、葉莖は紙製で雨には弱かった。慶応二年の普墮戦争で、プロシヤが一週間でオーストリアを撃破した小火器がドライゼ銃で、その製法の改良型でもある D. B. 銃の優秀さが判る。約定の銃が日本に到着したのは江戸幕府崩壊後で、和歌山藩が全てを引取って、自藩の交代兵制(一種の皆兵制)の武器とし、実包製造工場も造り、その軍事力は、発足直後の新政権にとって、再維新される危険さえあった、とされ、廃藩を早めた、とさえいわれ、各国公使が和歌山藩の視察に来ている程である。

この銃は西南戦争時、徴兵による兵力のみでは人員不足で、徴兵外の壮兵(士族)による遊撃隊の武器として使用され、西南戦争跡地から、その弾頭が出土している。出土当初、西郷軍が弾丸不足となり転用の魚網の錘と新聞報道された話がある(『西南戦争之記録』'02年。拙論「山本覚馬覚え書」(二)『同志社談叢』No. 22)。

覚馬が長崎での知見を「管見」の中で表出している点が、先述の如く、他の新体制国家像に比しての特異性でもある。

七 おわりに

以上、「管見」について、その系譜から見えてくる福沢諭吉等との同時代性、「赤松建言」との類似性、他にない特異性、「管見」結実に至る迄の背景や覚馬の人間形成の経緯の一端を見てきた。覚馬は、当時としては稀な平等主義者として、また、割拠的な封建制国家でなく、統一的国家を指向する者として、その目指した国家像は、四民平等の、特に弱者をおもんみる強力な文明国家ということになる。

封建遺制と儒教的価値観の強い会津藩では先に見た如く、覚馬の言説は殆ど受入れられざるものであった。忠誠でなく、なにごしか反逆の存在と見られていなければ幸いである。大勢としての「ならぬことはならぬのです」(※「仕の掟」第八条)の、最も対極的存在が覚馬であり妹・八重ではなかったかとも考えられる。

※会津藩獨特の子弟教育制度。藩校に入る前の六〜九歳の男子、約十人を一団とする「遊びの仕」での掟で「お話」といわれるもの。単独で遊ぶ事は許されず、行動を厳しく規制したのが「仕の掟」である。七ヶ条すべて「…してはなりません」で終っている。

これについて、白虎隊の自刃についてではあるが、紹介すべき論考がある。

「ならぬことはならぬ」に収斂されている如く、条項がすべて「禁止」を定めていることである。批判精神をもたないわずか6才マウの頃から厳しく禁止事項のみを、それも家庭ではなく同年輩者の団体生活の中で教えこまれ、素読所、講釈所(筆者註、日新館での教育課程)とすすむにつれ「禁止」に「自己規制」が加わり、その結果自己の意志で選択できる範囲は極めて限定されることになる。生のみならず死をすら自己の意志とは無

関係の次元で決定されることになるのは極めて必然的な結果といえるであろう」(九頭見和男「ドイツ記念碑」と日新館の教育―会津の中のドイツ―『福島大学教育実践研究紀要』No.13 '88年)。

「ならぬことにはなりませぬ」の文言は「八重の桜」で若き女優が、この文言の中に潜む恐しさを知る様子もなく銃を発射する姿で、すっかり有名になっているが、筆者としては、この文言を無批判、単純に礼賛する事への自戒を含めて、右の九頭見氏の一文を紹介した次第である。

「管見」は、認識の時代性という共通項を持ちながらも、場と時間を超えた提唱である。会津藩という場を超えていなければ表出されず、覚馬が基督者への道となった平等主義の提唱は相統の諸子均分等、今次大戦の敗戦後になって実現したものもある。時を超越していたのである。普遍性があり、大いなる特異性というべきである。

右、至らざる諸点、御斧正を俟ちつつ、本稿が覚馬理解の資となればと念じて擲筆させて頂く。

たけうちりきを

(同志社社史資料センター第一部門研究(新島研究)会員)

「覚馬伝」付録の「管見」で、文言の錯入のある「変制」ならびに、欠落している「撰吏」を「建白」から参考迄に呈示しておく。

参考

〔4〕変制

皇国の大本御建直しニ付てハ太平洋澆季の風習を脱し一新不易の制度御変革なるへし 君は億兆蒼生の父母たるものなれば強く民を束縛せず各天稟の才力を伸 生活を遂しむるに有故ニ法を改るも譬へハ人の年齒ニより教を施す如く 国の開の遅速ニ隨へ^ひ よく人情に基づき緩急もある事なれハ或ハ一月にして変或ハ三月ニして改或ハ沿習^演して漸々定るもありて遂ニ其命一定して文明の政治四境ニ達すへし又人民勸懲の爲 新聞紙を作り偏^偏く人に告 知らしむへし

〔5〕撰吏

「フロイス^マ」ノ「レーマン」曾て余に書を送て曰 日本は猾吏^猾多くして吏の給料も少く故に吏を減 能者を奉給を増し与ふへし〔註〕又蒸氣道通信機等を制^製し歩行の労を省キ 事有時ハ糧米兵器輸送或ハ軍を催すも速に弁(ず)へく常に津港ニ艤る船も尽ク外國制を用ひ 和制の船よりハ賦を多く出さしむへし さすれハ自ら外國制^マに変(ず)へし 士に至りてハ無能遊儒のもの多く徒に刀劍を帶 農工商を侮辱し却而^て三民によつて生活するを知らす此等は尤(も) 政治の悪弊也 且 刀劍を古來風俗の佩る事にて無益^ニもあり されとも要用の器にも非す追々国の關る^ひに從ひ之を廢停するも可ならんと云々 此説的当也 先第一に人材を抽擢^{ちゆうたつ}し国是を定へし(註、「」は「建国術」に入れるべきものカ)。